



## 令和3年度進路進捗情報!



11月10日をもって、福祉就労希望者の施設利用申請一次申込が終了いたしました。ほぼ申請をしていただき、12月上旬～半ばにかけて利用決定がなされます。また、一般就労希望者は就職に向けた手続きが始まり進路の動きが大きくなってきています。直面している3年生の保護者の方々は、今現在の状況を把握しながら一つ一つ手続きを進めているかと思いますが、1・2年生の保護者の方々にはどのような状況になっているのか、気になる部分が多いと思います。

つきましては、令和3年度の進路進捗情報をお届けしたいと思います。

## 「一般就労を希望する生徒」の進捗状況

説明をする前に、3年生が1、2学期お世話になった実習先の紹介です。

株式会社千吉良電気工業、株式会社ジーシーシー自治体サービス、東日本ホールセール株式会社、群馬トヨタ自動車株式会社、一番星吉岡、ヤマト運輸株式会社 群馬主管支店、日清医療食品株式会社北関東支店、株式会社カワチ薬品、クオリティフーズ(株)、株式会社ジンズノーマ、株式会社クボタ、株式会社ベイシア、特別養護老人ホームしんとう苑、国立大学法人群馬大学環境美化室、(株)三光ファーム、株式会社北関東三喜沼田店、日新ハートフルフレンド株式会社前橋事業所、ちよだ株式会社、相模屋食料株式会社、医療法人健英会介護老人保健施設おうみ、株式会社セキチュー、パーソルサンクス株式会社まえばし彩工房、株式会社群馬銀行本店・群馬中央倉庫 など

上記実習先は、早くから雇用を検討していただき継続して実習を行っている実習先や、新たにチャレンジした実習先等です。

現在の3年生の状況です。

- ①10月後半から、学校指定の求人票が届き始めます。保護者の方には求人票のコピーをお渡ししますので、内容を本人としっかり確認し納得していただけたら応募の手続きに入ります。(勤務時間、シフト制なのか、休日の取り方など細かいところまで確認してもらいます。)
- ②学校では応募書類を作成し、生徒本人は履歴書の作成を行います。細かい書き方のレクチャーは学校で行います。
- ③選考日がわかり、面接の練習等を行います。担任→学年主任→進路指導主事で面談の練習をし、最終的に校長面接を行います。
- ④選考試験(企業様によっては面接のみであったり、筆記試験などもあったりします。また、保護者同伴のところもありますので、ご都合を付けていただければと思います。)
- ⑤選考試験が終わると、内定通知書が届き始めます。  
※すでに応募書類を発送し試験も行われ、内定通知書が届いた生徒もいます。あくまでも内定ですので、残りの学校生活をしっかりとするとともに、3学期の就業先研修もありますので、それに備えるようにします。
- ⑥内定をいただいた後に、それぞれの地域の「障害者就業・生活支援センター」に連絡をし予約を取って出向いていただき登録をしてもらいます。(卒業後の相談する場所となりますので、必ず登録することを本校では勧めています。)
- ⑦卒業式の翌日より、学校にて移行支援連絡会を行います。各関係機関と保護者、本人、担任で集まり、支援の話し合いを行います。



## 「福祉就労を希望する生徒」の進捗状況

3年生が、いままでお世話になった実習先の紹介です。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、中止になってしまった場所も表示してあります。

エール、ボーデン、菜の花、ハニービー渋川、エコハンズ、ワークハウスみやま、キッチンハウスみやま、みやま工房、麦わら屋、ワークハウスイブ、杜の実、SAKURA前橋センター、前橋市第二福祉作業所、サポートハウスなずな、アイエヌジープロデュースING、リベルタ高崎、ホープ高崎、one life前橋事業所、チャレンジドジャパン、とらっば、ワークフォー高崎、ワークスタジオ前橋、あおぞら、えるも、みさと、きずな、アルエット、ぽこ・あ・ぽこ、アシスト前橋、ワークショップくんえい、ソーシャルハウス、セルフ楽間 など

①夏休み前には、施設の利用申請書を学校より配付します。

②2学期の実習後の三者面談（例年10月上旬）にて、利用先の検討を行います。

③配付された利用申請書に、利用先施設名、サービス名（A型や移行など）を第三希望まで記入し、裏面をよく読み、本人のサインを自筆で記入し書類の準備を行います。

※必ず、実際に実習や見学した施設を記入してください。

④各市町村の窓口に連絡していただき、訪問する日を決めて書類の提出をしてください。

※必ず予約することを忘れないでください。

■上記の流れを11月10日までに完了してください。

⑤学校でも調査しておりますが、各市町村より利用申込状況の連絡が入ります。

⑥予定では12月中旬頃より、市町村の福祉課より各家庭に結果が届きはじめます。

※全員が第一希望の施設に行けることが望ましいですが、空きがなく待機しなくてはならない場合があります。その際は、待つのか第二希望がすぐに利用できる場合、第二希望に変更するのか検討します。

⑦行く施設が決まりましたら、サービス等利用計画を作成するために、相談支援事業所を決めます。

※利用する相談支援事業所が決まっていないご家庭は、各市町村の福祉課に相談してください。（利用する相談支援事業所が決まった際は、学校にも連絡ください。）

◆「サービス等利用計画」とは、障害福祉サービスの支給決定を受けている方（生徒）が、地域で生活していく際に必要となる様々なサービス等を上手に活用するために作る計画のことを言います。本人のニーズに適った支給決定を受けることができるように「サービス等利用計画」を作成してもらい、その内容を参考にして、市町村がサービスの支給決定を行うほか、実際のサービス利用時には、障害福祉サービスを提供する事業所などの支援者が共有する「共通目標」ともなります。

⑧一般就労と同じく卒業式の翌日より、学校にて移行支援連絡会を行います。各関係機関と保護者、本人、担任で集まり、支援の話し合いを行います。

◎この進路だよりを作成途中にも、「内定通知書」が届き始めました。嬉しい限りです。担任指導の下、履歴書を何度も書き直したり、面接練習では緊張のあまり額から汗を流しながら一生懸命取り組んでいる姿が見られました。次号では、内定先が紹介できればと思います。